

京都市告示第71号

京都市市民活動総合センター条例第15条，京都市長寿すこやかセンター条例第13条，京都市福祉ボランティアセンター条例第13条及び京都市景観・まちづくりセンター第13条の規定に基づき，平成16年4月1日から平成17年3月31日まで京都市市民活動総合センター，京都市長寿すこやかセンター，京都市福祉ボランティアセンター及び京都市景観・まちづくりセンターの共用部分の管理を次のとおり委託します。

平成16年4月1日

京都市長 榎本頼兼

受託者の名称	所在地	委託する事務の範囲等
社会福祉法人 京都市社会福祉協議会	京都市下京区 西木屋町通上ノ口上る 梅湊町83番地の1	1 京都市市民活動総合センター， 京都市長寿すこやかセンター，京 都市福祉ボランティアセンター及 び京都市景観・まちづくりセンタ ーの共用部分を設置目的に従って 利用に供すること。 2 共用部分，付属設備及びその他 の物品の維持管理及び安全に関す ること。 3 前各号に掲げるもののほか，供 用部分の管理に関し，市長が必要 と認める事項。

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)